

別紙特1

(協定第4条第3項)

(機構法第13条第1項第3号、4号及び5号に定める協定記載事項)

特定更新等工事の内容及び工事に要する費用に係る 債務引受限度額

1. 先行特定更新等工事の内容

(1)機構法第 13 条第 1 項第 3 号に規定する先行特定更新等工事の路線名及び工事の区間

(イ)路線名	(ロ)工事の区間	
	起点	終点
一般国道28号(神戸・鳴門ルート)	兵庫県神戸市西区見津が丘(神戸西ICを含む)	徳島県鳴門市撫養町木津字原山(鳴門ICを含む)
一般国道30号(児島・坂出ルート)	岡山県都窪郡早島町早島字唐戸(早島ICを含む)	香川県坂出市川津町字中原(坂出ICを含む)
一般国道317号(尾道・今治ルート)	広島県尾道市高須町字オケ久保	広島県尾道市因島洲江町字深久保
	広島県尾道市瀬戸田町萩字宝仙原	愛媛県今治市宮窪町宮窪
	愛媛県今治市吉海町名	愛媛県今治市矢田字管ヶ谷

(2)工事内容

会社が行う高速道路の管理のうち、先行特定更新等工事で行う工事の内容及び債務引受限度額は、以下のとおり
・損傷、腐食その他の劣化等に対して構造物全体の修繕を実施するもの

区分	項目	工事概要	延長	工事予算	債務引受 限度額
橋梁修繕	床版	・橋梁の床版の補修、補強(高性能床版防水、電気化学的防食等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	10 キロメートル	9,257 百万円	30,811 百万円
	桁	・橋梁の上部構造の補修、補強(表面被覆、電気化学的防食等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	8 キロメートル	13,619 百万円	
土構造物修繕	盛土 切土	・土構造物(盛土、切土)の補修、補強(水抜ボーリング、砕石縦排水等)及びのり面排水施設の補修、補強(用排水溝、跳水防止対策等)等、土構造物全体の安定性を確保する対策 ・上記に付随する附属物の補修、取替え	66 箇所	5,383 百万円	